

米原市付属機関設置条例（抜粋）

平成28年3月24日

条例第3号

改正 平成28年9月30日条例第35号
平成29年3月27日条例第11号
平成29年6月20日条例第29号
平成29年12月22日条例第39号
平成29年12月22日条例第40号
平成30年3月23日条例第8号
平成30年12月21日条例第52号
平成31年3月22日条例第1号
令和2年3月25日条例第4号

（一部未施行）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき組織として設置する付属機関(以下これらを「付属機関」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 米原市は、法律または他の条例に定めがあるもののほか、別表第1のとおり執行機関の付属機関を設置する。

（所掌事務）

第3条 付属機関の所掌する事務は、それぞれ別表第1所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 付属機関は、それぞれ別表第1委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれ別表第1委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表付属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、または任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表第1委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（法律または他の条例による付属機関）

第5条 市が設置する附属機関のうち法律または他の条例の定めにより設置するものは、別表第2のとおりとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織および運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則等で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条、第4条関係)

附属機関 の属する 執行機関	名称	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の任 期
市長	米原市教育振興 基本計画審議会	教育基本法(平成18 年法律第120号)第17条 第2項に規定する教育 振興基本計画の策定お よび教育振興基本計画 に関する事項について 調査審議すること。	15人以 内	(1) 学識経験を有す る者 (2) スポーツ、文化 団体等の構成員で代 表者が推薦する者 (3) 市内小学校、中 学校、幼稚園、保育 所、認定こども園の 校園長および保護者 の代表 (4) 公募による市民 (5) 前各号に掲げる 者のほか、市長が適 当と認める者	委嘱の日 から当該 諮問に係 る審議結 果を市長 に答申す るまで